

玉名市インターンシップの実施に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、玉名市が実施するインターンシップに関し必要な事項を定めることにより、学生が就業体験を行うことで、職業意識の向上や市政に対する理解を深めるとともに、玉名市職員を職業選択の一つとしてもらうことを目的とする。

(実習対象者)

第2条 インターンシップにより玉名市において実習を行う対象者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、大学、高等専門学校及び専修学校（以下「学校等」という。）に在籍する生徒又は学生で、次に掲げる基準に該当すると認められたものとする。

- (1) 市政に関心があり、インターンシップにおける実習を積極的に行う意思のある者
- (2) 同一年度において玉名市職員採用試験を受験しない者
- (3) 服務規律を遵守できると判断された者

(報酬等)

第3条 玉名市は、インターンシップにより実習を行う生徒及び学生（以下「実習生」という。）に対して、報酬、賃金、居住地から実習場所までの交通費、食費その他実習に伴ういかなる経済的負担も行わない。

(実習期間)

第4条 インターンシップの実習期間は、玉名市が指定する期間内において、玉名市と実習生が協議の上決定する。

(実習時間)

第5条 実習時間は、原則として月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、玉名市が必要と認める場合には、実習生と協議の上、実習時間を変更することができるものとする。

(服務)

第6条 実習生は、学校等の生徒又は学生という身分を保有する。

- 2 実習生は、実習時間中は専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めなければならない。
- 3 実習生は、実習時間中、玉名市職員が遵守すべき法令、条例及び規則等を遵守し、並びに実習生の指導、監督等を担当する職員（以下「実習担当者」という。）の指導、指示等に従わなければならない。
- 4 実習生は、実習により知り得た秘密を漏らしてはならない。実習が終了した後も、同様とする。

5 実習生は、玉名市の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為や言動をしてはならない。

6 実習生は、病気等のため予定されていた実習を受けることができない場合には、あらかじめ実習担当者にその旨連絡しなければならない。ただし、やむを得ない事情のため当該実習を受けることができない場合は、事後速やかに実習担当者にその旨連絡しなければならない。

(実習参加申込み)

第7条 インターンシップにより玉名市において実習を希望する者は、玉名市インターシップ実習参加申込書(様式第1号)に必要事項を記入し、学校記入欄に学校担当者から必要事項を記入してもらい玉名市総務課に提出しなければならない。

(誓約)

第8条 実習生は、誓約書(様式第2号)を事前に玉名市に提出しなければならない。

(実習の中止)

第9条 次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実習を中止することができる。

(1) 実習生が第6条に規定する服務義務に従わないとき、又はその他の理由により実習を継続することが困難であると認められるとき。

(2) 実習を継続することにより業務に支障が生じ、又はそのおそれがあるとき。

(3) 実習の目的を達成することが困難であると認められるとき。

2 前項の規定により実習を中止するときは、その旨を学校等の担当者に通知するものとする。

(事故責任等)

第10条 実習生は、実習中の事故に備え、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中の事故に関しては、自らの責任において対応しなければならない。

2 実習生は、実習生が故意若しくは過失又は第6条第2項から第5項までの規定に反する行為により、玉名市又は第三者に対して損害を与えた場合は、自らの責任において対応しなければならない。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、インターンシップに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年5月1日から施行する。